

Ⅲ 連合国財産補償法

—法案の修正と公布—

8月14日の連合国財産補償法案(和・英両テキスト)の提出・8月25日および27日の先方の修正申出・8月29日のわが方の意見提示までは本調査第Ⅵ巻までに説明したところである。

サンフランシスコ会議の後、法案が議会を通過して公布されるまでの間になお下記のような交渉が行われた。

1. 10月3日の先方の修正提案

10月3日、先方は、法案第4条第5項をつぎのとおり修正したい旨を提議してきた。同時にさきにわが方から提出した意見にたいしつぎのように回答してきた。

- (1) 第4条第5項を「連合国占領軍が当該財産を使用した期間中に生じた損害で連合国占領軍が相当の注意を怠ったことまたは連合国人が当該財産を保険に付することができなかつたことに基因する損害」と改める。

- (2) 第21条にたいする日本政府の意見について国務省は意見を留保する。

その他の点についての日本政府の立場および日本政府の2つの追加修正提議に同意する。

- (3) イギリスおよびカナダ政府の意見は追報する。
- (4) 紛争解決に関する協定案にたいする意見は別に通報する。

2. 10月16日のイギリス・カナダ・アメリカ政府の修正提案

上記10月3日のアメリカ政府の意見書に「追報する」とあったイギリスおよびカナダ政府の意見は、アメリカの意見とともに10月18日、フィン書記官から藤崎に交付された。交付された文書の日付は10月16日である。

- (甲) イギリス政府

- (A) 平和条約第15条

(a)にならい1941年12月8日の代りに1941年12月7日を使用する。

- (B) 「損害額」を「損害補償額」と改める。
(C) 「補償時」を「補償金支払時」と改める。
(D) 第21条をつぎのように改める。

「この法律により連合国人が受領する補償金については当該連合国人にたいし租税を課することができない。またこの法律により連合国人が受領する補償金には租税を課することができない。」

- (乙) カナダ政府

- (A) 第3条第1項のsubject をsubjected と改める。
- (B) 第3条第3項のa pieece of なる文言を削除する。
- (C) 第3条第5項に日本政府が追加方提案している条項に「譲渡証書に別段の規定がない場合には補償請求権は譲渡人に残されたものとみなす」をくわえる。
- (D) 第16条第3項のpayment to the Japanese Government をpayment by the Japanese Government と改める。
- (E) 第16条第4項のdemanded to the Japanese Government をdemanded from the Japanese Government と改める。

- (丙) 以上をのぞいてイギリスおよびカナダ政府は日本政府の意見に賛成する。

- (丁) 国務省はイギリス政府の意見(B)に賛成しない。理由は、日本政府と同じである。イギリス政府の意見(D)に賛成する。日本政府がイギリス政府の提案を拒否するならば第21条の現在の文言が日本政府の意見書に提案されている文言よりもいいと思う。

(戊) 第4条第5項の修正案の末尾をinability of Allied national to insure property と改めたい。

3. 10月18日のわが方の意見提出

10月16日の先方の修正提案にたいしわが方は、大蔵・外務当局に協議のうえ、18日、つぎのように回答した。

1) イギリス政府の提案について

(A) 趣旨に反対しない。日本の国内法では昭和16年12月8日(1941年12月8日)と規定するのが慣例である。日本の1941年12月8日はイギリスの1941年12月7日に該当する日時である。だから、イギリス語の法文では“December 7, 1941”と訳することにしたい。

(B) 異議がある。4に表示されている国務省の見解をよしとする。

(C) 同意

第15条1で“the time of compensation”の後に

“(meaning here and hereinafter the time of payment of compensation by the Japanese government in accordance with the provisions of Article 16, paragraph 1 or 4)”
を加える。

(D) 同意

第21条をつぎのように改める。

Article 21

(exception concerning taxation)

no tax shall be imposed on the compensation which may be received by allied nationals in accordance with this law .

2. no tax shall be imposed on any allied national in respect of compensation received in accordance with this

law.

2) カナダ政府の提案について

(A)、(B)、(D)、(E)同意

(C) 異議がある。

第3条5はカナダ政府の意見書に挙げられているような場合をふくむものと解釈すべきである。当然ともいふべき字句を追加する必要はない。

3) アメリカ政府の提案について

同意

第4条1の(5)はつぎのとおり改める。

(5) Damage suffered while in use of the Occupation Powers owing to lack of due care on the part of the Occupation Forces or the inability of an Allied national to insure property.

4. 連合国財産補償法の公布

このようにして作成された連合国財産補償法案は国会の審議をへて昭和26年(1951)11月26日の官報をもって法律第264号として公布された。

なお、英文官報には11月30日付条条第500号をもって外務次官から内閣官房長官あて「日本国との平和条約第15条(a)に引用されている本年7月13日閣議決定の連合国財産補償法案は、米国その他の連合国政府と接衝のうえ作成されたもので、接衝は英文について行われ、その英文は、さきに日本政府の公式の英訳文として連合国側に提出してある。国会を通過した補償法は無修正であつて、さきに連合国側に提出した英文と同一内容のものである。よつて、連合国財産補償法の英訳文を英文官報に掲載するに当つては、連合国政府に公式英訳文として

提出したものをそのまま採用されるようにお願いする」旨を申し
いれた結果、交渉に用いられた英文がそのまま官報に掲載された。

10月3日の先方の修正提案及びわが方提案にたいする回答は 付録14

10月16日の英・加・米の修正提案は 付録15

10月18日のわが方の意見は 付録16

に収めてある。

IV 平和条約第15条(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定

請求権に関する紛争は国際司法裁判所所長の指名する 3 名の中立国法律家で構成する仲裁裁判所に付託する、というのがアメリカの原案であった。

わが方は、3月16日、仲裁裁判所に代えて混合委員会をもうけることがより实际的である、と提議し、3月28日アメリカはこれに同意した。

そして8月25日アメリカから協定案の提示があり、28日わが方は原則上これに同意し確定意見を後日に留し非公式に4つばかり修正を提議した。

以上がサンフランシスコ会議前のこの問題の推移の概要である。

12月4日外交部フィン書記官から協定の新案文を受領した。

これにたいし、わが方は、外務・大蔵両者間に協議のうえ、12月5日付修正意見を提出した。協議に際し、大蔵省は、(1)委員会の解決すべき紛争は条約第15条(a)及び連合国財産補償法の解釈及び実施に関する事項に限定すること、(2)請求または申請は請求権者またはその所属する国の政府をへて提出すること、(3)財産・権利または利益の返還の申請も当該連合国人の所属する国の政府をへて提出し、本政府は提出の日から18箇月内に連合国政府にそのとつた措置を通報すること、(4)連合国財産の返還及び補償に関する紛争でこの協定に参加した国に属する連合国人に関するものは協定に定める手続によつて解決すること、(5)連合国政府及び日本政府により平等に負担さるべき経費は委員会の指示に服する事務局の経費もふくむことを明白にすべきであるとの意見を文書で明らかにした。

わが方の修正意見は、要約すれば、

(1) 前文 委員会の目的が第15条(a)の「解釈と実施」に関する紛争の解決とあるのを「第15条(a)によって連合国財産補償法(1951年日本国